

～改正行政不服審査法について～

1 改正行政不服審査法の概要

行政不服審査法が法制定以来約50年ぶりに全面改正され、平成28年4月1日に施行されます。主な改正点は、下記のとおりです。

- ① 不服申立てが審査請求に一本化
- ② 職員のうち処分に関与しない者が審理手続を行い、さらに第三者機関が点検
- ③ 審査請求できる期間が、60日から3か月に延長

処分に対する審査請求があると、審査庁は処分に関与しない職員から審理員を指名し、この審理員が簡易迅速かつ公正に審理を行います。その結果を審理員意見書として審査庁に提出します。その後、第三者機関（行政不服審査会）が審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックします。改正前よりも、簡易迅速性をいかにしつつ、より公正な手続の下で権利利益の救済が図られる仕組みに変わることになります。

2 桑名市の体制

(1) 審理員候補者の選定（指名順位案）

- ・総務部総務課長にある職員
- ・総務部総務課主幹にある職員
- ・総務部総務課課長補佐にある職員
- ・総務部総務課長の職にあった者で課長等の職にある者
- ・総務部総務課の職にあった者で課長等の職にある者
- ・審査庁の長が指名した職員

(2) 行政不服審査会（第三者機関）の設置

12月「桑名市行政不服審査会条例」を制定しました。

既存の情報公開・個人情報保護審査会の5名の委員を選任する予定です。

(3) 法改正に伴う例規整備

約60の例規（条例・規則・規程・細則・要綱）の改正等が必要です。

3 今後のスケジュール

- ・1月22日（金） 担当者説明会
- ・2月～3月下旬 関係例規の整備
- ・1月19日（火）～3月下旬 全職員への改正法の周知
「掲示板」に「わかりやすい行政不服審査法のはなし」を11回掲載する。
- ・4月1日（金） 改正行政不服審査法 施行